

雇用保険改正

雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の受給資格要件

失業手当は退職すれば必ずもらえるものではありません。一定以上の雇用保険への加入期間が必要です。失業手当を受給せずに 1 年以内に再就職すれば、加入期間は前の職場での加入期間と通算されます。

下表の新規定は、原則として **平成 19 年 10 月 1 日以降に退職** した失業者が対象となります。

被保険者区分等		被保険者期間（雇用保険への加入期間）	
		新	旧
とを除く被保険者	12 ヶ月 かつ 各月の賃金支払対象が 11 日以上	6 ヶ月 かつ 各月の賃金支払対象が 14 日以上	
を除く短時間被保険者 （週の所定勤務が 20 時間未満）		12 ヶ月 かつ 各月の賃金支払対象が 11 日以上	
倒産または解雇等で退職を余儀なくされた被保険者	6 ヶ月 かつ 各月の賃金支払対象が 11 日以上	規定なし	

ただし、懲戒解雇など被保険者本人の責めに帰すべき事由がある場合は の対象となりません。

育児休業給付の給付率

下表の新規定は、**平成 19 年 10 月 1 日以降に職場復帰** した被保険者および **平成 22 年 3 月 31 日までに育児休業を開始** した被保険者が対象となります。

給付	新	旧
育児休業期間中	休業前の賃金日額の 30%	休業前の賃金日額の 30%
職場復帰後 6 ヶ月経過	休業前の賃金日額の 20%	休業前の賃金日額の 10%

また、**平成 19 年 10 月 1 日以降に育児休業を開始** した被保険者が退職して失業手当を受ける時には、失業手当の算定に使用される被保険者期間から **育児休業給付を受けた期間が除外** されます（新規定）

（ウラ面へつづく）

カルトクイズ 年 & 金

問題です。（解答・解説はウラ面）

遺族厚生年金の額は、死亡者が受給すべき**老齢**厚生年金の額の **ア**（分数を当てはめてください）であり、死亡者の厚生年金への加入期間が **イ** ヶ月未満の場合は、**イ** ヶ月の加入期間とみなして**老齢**厚生年金の額が計算される。

また、**遺族**厚生年金の受給権者が自身の**老齢**厚生年金を受給できる場合は、どちらか一方が、「自身の**老齢**厚生年金の額の **ウ**（分数）と**遺族**厚生年金の **エ**（分数）額の合計額」の 3 通りから選択することができる。

なお、**遺族**厚生年金は、死亡者が厚生年金の加入者である場合や**老齢**厚生年金を受給していた場合だけでなく、1 級または 2 級の障害厚生年金を受給している者が死亡した場合や、厚生年金に加入していた期間に初診日のある傷病が原因でその初診日から **オ** 年以内に死亡した場合、年齢さえ到達すれば**老齢**厚生年金を受給できた（受給資格を満たしている）者が死亡した場合にも支給される。

ご存知ですか？ こんな制度

労災 特別加入

会社員は労災には加入できません。が、現実には従業員さんと同じ就労をしている役員さんもいらっしゃいますし、役員専任であっても職場まで通勤されている方々がほとんどではないでしょうか？ そんな方々は特別加入により労災の適用を受けることができます。

保険料の計算は従業員さんの場合とは異なり、賃金の日額を 3,500 円、4,000 円、5,000 円、6,000 円、7,000 円、8,000 円、9,000 円、10,000 円、12,000 円、14,000 円、16,000 円、18,000 円、20,000 円の中から選択し、その金額に 365 を乗じたものに労災保険料率を乗じます。

健康保険は治療費の 3 割を個人負担となりますが、労災は個人負担なしです。また、役員報酬を受けていても休業補償（選択した日額の 8 割）が受けられます。

車社会ですので、自身が注意していても巻き添えをもらう恐れは十二分にあります。労災は保険料も安く、給付には年金制度があります。ご一考を。

教育訓練給付の要件

下表の新規定は、平成 19 年 10 月 1 日以降 に指定講座(厚生労働大臣の指定を受けた公および民間の講座)を受講した被保険者および失業手当受給者が対象となります。

新		旧	
被保険者期間が3年以上 ただし、初回に限り 被保険者期間が1年以上	受講料の20% (上限10万円)	被保険者期間が3年以上 5年未満	受講料の20% (上限10万円)
		被保険者期間が5年以上	受講料の40% (上限20万円)

なお、『初回に限り被保険者期間が1年以上』という規定は、**当分の間** 適用するという緩和措置です。

雇用保険料率

下表の新規定は、平成 19 年 4 月 1 日以降 が対象となります。労働保険料の年度更新の手続きに対しては遅きに失した情報 m()m ですが、従業員さんの給与からの雇用保険料の控除は、5月に支払う給与(支払日が5月)から行うことができます。4月に支払う給与から下記の保険料率を用いて控除することはできません。

上段が新規定

	保険料率	事業主負担分	従業員負担分	備考
一般の事業	1000分の 15	1000分の 9	1000分の 6	
	1000分の19.5	1000分の11.5	1000分の8	
農林水産の事業・ 清酒製造の事業	1000分の 17	1000分の 10	1000分の 7	牛馬育成、酪農、養鶏または養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業は 一般の事業 の保険料率を適用
	1000分の21.5	1000分の12.5	1000分の9	
建設の事業	1000分の 18	1000分の 11	1000分の 7	
	1000分の22.5	1000分の13.5	1000分の9	

なお、労災保険料率に関しては本年度の変更はありません。

ちなみに、国民年金の保険料は、平成 19 年 4 月分(納付期限は平成 19 年 5 月末日)から 240 円増額(280 円)の **14,100 円**となります。

今回の雇用保険の改正は、失業者数が減って雇用保険財政に余裕が出てきたこと、国の子育て支援の具現化、半年ごとに期間満了退職と失業手当受給の繰り返しが可能なることへの是正 にあります。

制度の内容や手続きの詳細については、西川事務所 までお問合せください。

Computer Virus 対策室

インターネット・エクスプローラなどのブラウザを使用してメールの送受信を行うサービスをウェブ・メールと呼び、ヤフーをはじめ、多くの業者がこれを無料で提供しています。メール・アドレスも無料でもらえます。インターネット・カフェや展示用など、他の PC から自分宛のメールの確認ができ、サービスにウイルスや迷惑メールのチェック・駆除もあることが多いのですが、メール受信ではなくブラウザからウイルスが進入したら…。アンチ・ウイルスソフトの稼働と Windows の更新は絶対に必要です。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

カルトクイズ 年 & 金

解 答 ・ 解 説 (ご意見・ご質問を承ります)

ア:4分の3、イ:300、ウ:2分の1、エ:3分の2、オ:5
イ:遺族厚生年金には短期要件と長期要件とがあります。

短期要件:

1. 厚生年金の加入者が死亡
2. 厚生年金に加入していた期間に初診日のある傷病が原因でその初診日から5年以内に死亡
3. 1級または2級の障害厚生年金を受給している者が死亡

長期要件:

1. 老齢厚生年金を受給している者が死亡
2. 年齢さえ到達すれば老齢厚生年金を受給できた者が死亡

エ:遺族厚生年金は老齢厚生年金の4分の3なので、4分の3×3分の2=2分の1 つまり、「死亡者の老齢厚生年金の2分の1」と「自身の老齢厚生年金の2分の1」を受給することとなります。